

(別紙)

「百舌鳥・古市古墳群」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「百舌鳥・古市古墳群」を、評価基準(iii)及び(iv)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	古墳は日本各地に16万基存在するものの、日本古代の古墳時代の文化を代表し、また類まれな物証を提供するものが百舌鳥・古市古墳群である。45の構成資産は、この時代の社会政治的構造、社会的階層差および高度に洗練された葬送体系を証明している。
iv	百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造のひとつの顕著な類型を示すものである。古墳、およびその有形の属性である土像、濠、幾何学的な段築をもち、石で補強した墳丘は、この歴史的に重要な時代における社会階層の形成のうえで顕著な役割を果たしたものである。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 構成資産における無形的な側面に関する記録を継続すること。
 - b) 構成資産44（峯ヶ塚古墳）の緩衝地帯についての範囲に関する調整を終えること。
 - c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成すること。
 - d) 墳丘の構造的安定性を評価するための方法について検討すること。
 - e) 管理システムにおける地域住民の関与の在り方について検討すること。
 - f) 緩衝地帯とその周辺環境の関係を踏まえて、必要に応じて周辺環境においてさらに保護すべき対象とその手段について検討すること。
 - g) 計画されているガイダンス施設（堺市）の遺産影響評価について、世界遺産の顕著な普遍的価値の言及に基づき、より検討を深めること。
 - h) 全ての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、自転車博物館、大仙公園基本計画、南海高野鉄道の高架事業等。
 - i) 世界遺産条約の作業指針の172項に基づき、構成資産に影響をもたらす可能性のある全ての主要な事業については世界遺産センターに情報提供をすること。